

よなごの国保

国民健康保険料を納めましょう！

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者の皆さんが保険料を出し合い、お医者さんにかかるときの負担を軽くする助け合いの制度です。

国民健康保険加入者の皆さんの医療費の約半分は、保険料により賄われています。

保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口でご相談ください

納期分の一括納付が困難な場合は分割納付などの相談を承ります。そのまま放置されますと滞納処分を行う場合がありますので、必ず連絡をお願いします。

病気、失業等で保険料の納付が困難な場合は減免制度があります。

詳しい要件については窓口でご相談ください。

もし保険料を納めないでいると……



納期限を過ぎると

督促、催告等が行われます 督促手数料、延滞金がかかってくる場合があります。



「短期保険証」が交付されます 有効期限が短くなり、頻繁に更新手続きが必要となります。



1年以上滞納すると

保険証は返還となり「資格証明書」が交付されます 医療費は全額負担することになります。

特別な事情もなく、納付できない、弁明もない場合がこれに当たります。ただし、公費負担医療の対象者及び高校生世代以下の被保険者は除きます。

資格証明書とは、国民健康保険の資格を証明するだけのものです。この場合、全額支払った医療費は、申請されると、後日、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けられます。

更に滞納が続いた場合は

保険給付の一部もしくは全部が差し止めになります。

※納付相談に応じていただけない場合や、相談による納付約束を履行していただけない場合は、財産の「差押」を行う場合があります。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23 - 5121 (高額療養費、人間ドック) 23 - 5124 (納付相談)
23 - 5122 (保険証、後期高齢者医療) 23 - 5123 (特別医療)

平成27年9月1日

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けられる方へ

★保険が使えるのはどんなとき

- ・ 整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲、捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けた場合。
- ・ なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

★治療を受けるときの注意

- ・ 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担となります。
- ・ 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者に請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院・接骨院の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- ・ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要となります。
- ・ 保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象にはなりません。

はり・きゅうの施術を受けられる方へ

★保険が使えるのはどんなとき

- ・ 主として神経痛、リウマチ、頸（けい）腕（わん）症候群、五十肩、腰痛症及び頸（けい）椎（つい）捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

★治療を受けるときの注意

- ・ 治療を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。
- ・ 保険医療機関（病院・診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

マッサージの施術を受けられる方へ

★保険が使えるのはどんなとき

- ・ 筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに保険の対象となります。

★治療を受けるときの注意

- ・ マッサージの施術を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。
- ・ 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象になりません。



特別医療費助成制度について

特別医療とは

特別医療費助成制度とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、特定疾病、ひとり親家庭、小児の方々に医療費を助成する制度です。

また、以前に特別医療費助成制度を受給していたが「所得状況、世帯状況等」により受給資格を喪失された方でも申請されることによって再度資格取得できる場合がありますので、その際にはご連絡ください。

次のときは医療費の助成が受けられますので、「特別医療費受給資格証」の交付を申請してください。

対象となる方

身体障がい者	身体障害者手帳1、2級の方	身体障害者3級、4級と療育手帳B判定の重複障がいの方（療育手帳に特別医療該当と記載のある方）	所得制限があります 対象者本人及び本人の属する世帯全員の所得、住民税の課税状況により認定します
知的障がい者	療育手帳A判定の方		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級の方		
特定疾病	20歳未満でぜんそく、慢性腎疾患、慢性心疾患等で診断された方 また、先天性代謝異常等の一部の疾病の方は、20歳以上でも対象になる場合があります。		
ひとり親家庭	18歳に達する年度末までの児童を扶養し、かつ、 所得税が課せられていない世帯 で児童を扶養している方と児童		
小児	出生から義務教育終了時（15歳に達する年度末）までのお子さん		
身体障がい者	身体障がい者3級の方	所得制限があります 世帯全員および扶養義務者等が住民税を課されていない方	
知的障がい者	療育手帳B判定の方		

申請手続きに必要なもの

身体障がい者	健康保険証、印章
知的障がい者	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
精神障がい者	転入の場合は、1月1日時点の住民登録地からの市町村役場の所得課税証明書、また本人の属する世帯の方が転入された場合も必要となります。
特定疾病	健康保険証、印章、児童等特定疾病医療意見書、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し（病名を確認することがあります。）
ひとり親家庭	健康保険証、印章、児童扶養手当証書、遺族年金証書など 転入の場合は、1月1日時点の住民登録地からの市町村役場の所得課税証明書、また本人の属する世帯の方が転入された場合も必要となります。
小児	健康保険証、印章

医療費助成する内容

●身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方

1. 住民税非課税世帯の方は、自己負担はありません。
2. 住民税課税世帯の方は、保険診療分を1割（院外薬局は無料）を負担していただきます。
ただし、1医療機関ごとの月額の上限は次のとおりです。
■障がいのある本人が、住民税が非課税の場合は、通院1,000円、入院5,000円
■障がいのある本人の所得が老齢福祉年金支給要件の所得額未満の場合は、通院2,000円、入院10,000円

●特定疾病、ひとり親家庭、小児、身体障害者手帳3級、療育手帳B判定の方

1. 通院の場合は、健康保険の一部負担金の内、1日あたり530円までを負担していただきます。
（1医療機関月4回まで、5回目から無料）、院外薬局は無料
2. 入院の場合は、健康保険の一部負担金の内、1日あたり1,200円を負担していただきます。

※保険診療外、入院時食事標準負担額等は特別医療費助成の対象外

ジェネリック医薬品について

■そもそもジェネリック医薬品って？

先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。



■ジェネリック医薬品のメリット

先発医薬品の研究開発には、長い歳月と数百億円以上を要すると言われる莫大な投資費用が、コストとして薬の値段に反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品の場合、すでに有効性や安全性について先発医薬品で確認されていることから開発期間やコストを大幅に抑えられ、結果として薬の値段も先発医薬品と比べて3割～5割程度も安く設定することができます。

自己負担部分を除いた薬代は、私たちの保険料等で運営されている国民健康保険から支払われているため、ジェネリック医薬品の普及によって、国民健康保険の負担の削減へ貢献することになります。

■安い分、新薬と比べて効き目が低いのでは？

ジェネリック医薬品は、長期の使用により成分の有効性と安全性が確かめられた新薬の成分をもとに作られています。そして、品質や安全性の基準をクリアしたもののだけが販売されます。

ただし、新薬とまったく同じというわけではありません。有効成分が同じでも、製造メーカーによって添加物などに若干の違いがあります。その添加物なども安全性の基準をクリアして承認されています。

■使用するにはどうすればいいの？

病気の内容によってはジェネリック医薬品が使用できないものもありますので、ジェネリック医薬品を希望するには必ず病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師に相談して下さい。直接聞きにくい場合は、米子市国保が配布している「ジェネリック医薬品希望カード」を提示する方法もあります。

ただし、すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありませんので、その点をご理解ください。また上記のとおり、ジェネリック医薬品は先発医薬品と有効成分や効能などは変わりませんが、使用されている添加物が異なることもありますので、アレルギーなどがある場合は選択できない場合もあります。

お知らせ

…国民健康保険人間ドック・後期高齢者医療人間ドック受診医療機関について…

米子中海クリニックは病院の都合により、今年度の新たな人間ドックの受診申し込みができませんので、他の登録医療機関をご利用ください。

ご注意ください

不審な電話や還付金詐欺事件が多発しています！

全国各地で、医療費の還付があるなどと言ってATMを操作させて、お金を振り込ませる事例が多数発生しています。

- ◎ 還付金の支払をATM(現金自動預け払い機)で行うことはありません。
- ◎ 不審な電話がありましたら、表紙に記載している電話番号で保険年金課にご確認ください。